

清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則(一部抜粋)

(学校施設開放の日時)

第5条 学校施設開放の日時は、別表の範囲内で学校行事等に支障がない日時とする。また、委員会が必要と認める時には、これを変更し、またはこれを中止することができる。

(利用条件)

第6条 スポーツ開放は、清瀬市内に在住または在勤し、もしくは在学するもので構成された10人以上の団体とし、かつ当該団体に利用責任者としての成人(市内在住・在勤・在学)が含まれていることとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

2 遊び場開放は、幼児(保護者の付添いのあるもの)及び児童を対象とし、安全な遊びに限り開放する。

(団体登録)

第7条 スポーツ開放を利用しようとする団体は、学校施設スポーツ開放団体登録申込書(様式第1号)により、定められた期間中にあらかじめ委員会に登録の申込をしなければならない。また、登録後に変更事項等が生じた場合は変更・取消申込書(様式第2号)により手続きをしなければならない。

2 委員会は前項の規定による登録の申込があった場合に、その適否を判断し、適正であると認めるときはその旨を開放学校の校長に通知するものとする。

3 団体登録の有効期限は、登録の日から当該日の属する年度の末日までとする。

4 委員会は同条第1項の規定による申込があった場合には、管理の安全上必要な条件を付すことができる。

(利用手続き等)

第8条 スポーツ開放を利用しようとする団体は、利用する日の前月初日から20日までの間に学校施設スポーツ開放利用申込書(様式第3号)を校長に申請しなければならない。

(利用禁止)

第9条 学校施設開放の利用が、次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めないものとする。

(1) 特定の政党、もしくは公選による公職の候補者を支持し、またはこれに反対するための利用、その他政治的活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用

(3) もっぱら営利を目的とするための利用

(利用中止)

清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則(一部抜粋)

第10条 委員会は、この規則もしくはこの規則に基づいてなす指示事項に従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

(利用注意)

第11条 利用者は、学校の施設、設備をき損、もしくは亡失したときは、その弁償の責任を負うものとする。

2 学校管理上の責によらない事故により、利用者が死亡または負傷したときは、当事者がその責任を負うものとする。

(利用者の責任)

第12条 利用者は、次の事項を守り、学校施設開放に協力しなければならない。

- (1) 利用者は、すべて開放学校長がなす指示または規制事項に従うこと。
- (2) 危険防止、事故防止につとめること。
- (3) 衛生的に利用すること。

別表 (第5条関係)

| 開放する日 | 体育館 | 校庭 (5月～10月) | 校庭 (4月～11月) |
|-------------------------|------------------|----------------------------------------------|------------------|
| 日曜日など(日曜日、 祝日、長期休業日) | 午前9時から 午後9時まで | 午前9時から 午後5時まで | 午前9時から 午後4時まで |
| 土曜日 | 午後2時から 午後9時まで | 午後2時から 午後5時まで | 午後2時から 午後4時まで |
| 平日 | 午後6時から 午後9時まで | 放課後(学校が定める時間)から 夕やけこやけチャイムまで(遊び 場開放のみ) | |

- 1 12月29日から翌年1月7日までは、上記から除くものとする。
- 2 日曜日等におけるスポーツ開放で、当該児童、生徒が所属する団体が校庭を利用する場合、または特別の理由がある場合は、教育長と協議し、上記の時間を開放学校長において変更することが出来る。
- 3 スポーツ開放時間は最大2時間単位とする。ただし特別の理由がある場合は開放学校長において変更することができる。